

## ～小城市軽度・中度難聴児補聴器購入費助成事業のご案内～

小城市では、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中度難聴児に対し、言語の習得、教育等における健全な発達を支援するため、補聴器の購入・修理費用の一部を助成します。

令和2年度から新たに対象者や対象品目が追加されて、今まで助成を受けることができなかった方も対象となる場合があります。

	拡充前	拡充後（令和2年度～）
対象者	18歳以下で両耳の聴力レベルが30dB以上	18歳以下で片耳の聴力レベルが30dB以上
対象品目	補聴器（FM補聴器を除く）の購入、更新、修理費用	補聴器（FM補聴器を含む）の購入、更新、修理費用 <u>人工内耳体外機の更新費用</u>

### 助成制度について

#### ○対象児

次の要件を全て満たす方が対象になります。

- ① 保護者が小城市内に住所を有している18歳以下の方  
(18歳に達した日(誕生日の前日)の属する年度の3月31日まで)
- ② いずれかの耳または両耳の聴力レベルが30dB以上で、聴覚障害を事由とする身体障害者手帳の交付対象とならない方
- ③ 補聴器の装用により、言語の習得等に一定の効果が期待できると指定医師に判断された方

#### ○助成対象

新規及び更新時の補聴器の購入費または修理費

#### ○助成金額

基準価格（※裏面の別表をご覧ください）と補聴器購入費のいずれか低い額の三分の二の額（ただし、100円未満切り捨て）

### 申請手続きについて

助成金を受ける場合は、補聴器の購入前にあらかじめ市への申請が必要です。

購入後に申請手続きをされても、助成金を受けることはできませんのでご注意ください。

#### ○必要書類

- ① 難聴児補聴器購入費助成金交付申請書
- ② 難聴児補聴器購入費助成金交付意見書（指定医師が作成したもの）  
※修理の際は不要
- ③ 見積書（意見書の処方に基づき、補聴器の販売業者が作成したもの）
- ④ 対象児の属する世帯全員の所得課税証明書  
(本市で課税状況を確認できる場合には省略可)
- ⑤ ①～④のほかに、市長が必要と認めるもの

## ○注意事項

- ① 購入・修理前の申請が必要となります。
- ② 指定医師の意見書作成にかかる費用は申請者の方の負担となります。

### 申請・お問合せ先

小城市役所 高齢障がい支援課 障がい者支援係  
TEL : 0952-37-6108 FAX : 0952-37-6162

### 別表

(R7.4.1～)

補聴器の種類	1台当たりの基準価格	基準価格に含まれるもの	耐用年数
軽度・中等度難聴用ポケット型	53,500 円	①補聴器本体（電池を含む） ②イヤーモールド  (注) イヤーモールドを必要としない場合は、基準価格から 9,500 円を除く。	原則 5年
軽度・中等度難聴用耳かけ型	55,900 円		
高度難聴用ポケット型	53,500 円		
高度難聴用耳かけ型	55,900 円		
重度難聴用ポケット型	68,500 円		
重度難聴用耳かけ型	80,700 円		
耳あな型（レディメイド）	96,000 円		
耳あな型（オーダーメイド）	144,900 円	補聴器本体（電池を含む）	
骨導式ポケット型	74,100 円	①補聴器本体（電池を含む） ②骨導レシーバー ③ヘッドバンド	
骨導式眼鏡型	130,700 円	①補聴器本体（電池を含む） ②平面レンズ  (注) 平面レンズを必要としない場合は、基準価格から 1 枚につき 3,800 円を除く。	
軟骨伝導型	122,500 円	補聴器本体（電池を含む）	

